

令和 8 年度鏡石町不良空家等解体補助金

町内にある不良空家等の解体工事を行う所有者の方へ、費用の一部を補助する制度を開始します。

安全で安心なまちづくりのため、この機会にぜひ空き家の解体をご検討ください。

●補助対象

次の条件を全て満たす空家等が補助対象となります

- ・ 個人が所有し、おおむね 1 年以上使用されていないこと
- ・ 床面積の 2 分の 1 以上が住宅の用に供されていたこと
- ・ 当補助金の交付決定前に解体工事に着手していないこと
- ・ 敷地内の附属屋（物置や納屋）や工作物等（門、塀等）を含めた空家等の全部を解体する工事であること
- ・ 所有権以外の権利（抵当権など）が設定されていないこと
- ・ 鏡石町空き家改修事業等補助金による改修工事を行った空家等でないこと
- ・ 不良度合が町の基準以上であること
- ・ 相続登記未了の場合、相続人全員の同意を得られていること
- ・ 共有名義人がいる場合、すべての共有者から同意を得られていること

●補助金額 最大 1 0 0 万円（解体工事費の 5 分の 4 以内）

●補助対象者

次の条件を全て満たす者が補助対象者となります

- ・ 登記事項証明書に所有者として登録されている者またはその相続人（未登記の場合は固定資産税の納税義務者）
- ・ 町税を滞納していない者

●募集戸数 2 戸程度

●申込期間 令和 8 年 1 0 月 1 日（木）～ 1 1 月 3 0 日（月）

※先着順で申請を受け付け、予算額に達した場合は期間内でも受け付けを終了します。

●注意事項

- ・ 当補助金の申請前には必ず事前相談を行ってください。
- ・ 事前相談後、町が現地調査を行い、補助対象の可否を決定します。
- ・ 解体工事業者は鏡石町内に事業所を有し、解体撤去を行う資格があること。
- ・ 令和 9 年 2 月末までに解体工事を完了する必要があります。
- ・ 空家を除却することにより、土地の固定資産税が高くなる場合があります。